

## 公契約条例が問われた札幌市長選、市議選が終わる

川村 雅則

### 札幌市長選が終わる

2019年統一地方選前半戦。現職と新人候補<sup>1</sup>の一騎打ちとなった札幌市長選が終わった（投票日は4月7日）。63万4,365票を得た現職に対して、新人候補の得票数は26万4,008票だった（投票率は56.25%）。主要政党による相乗りという盤石の体制で選挙に臨んだ現職が予想通りの勝利を取めた一方で、選定が遅れて出馬表明が2月末にまでずれこんだにもかかわらず、得票数のおよそ3割を新人候補が獲得したのは、現職に対する批判票も取り込んだ成果ではないかと指摘されている。

### 公契約条例に光があたった、しかし

選挙戦の主要な争点の一つとして、公契約条例に光があたった。公契約条例の制定を主張した新人候補に対して、現職は、後ろ向きの姿勢に終始した。地元の新聞社が主催した公開討論会で現職は次のように語ったとされる<sup>2</sup>。「5年前に条例制定を目指し、市議会が否決しました。当時は賃金が下がり、公共事業だけでも歯止めをかけたい思いがありました。今は賃金が上昇しており、条例を制定しても効果は大きくありません。」

この発言には違和感をもった。というのも、札幌市をはじめ、多くの自治体では、建設工事や委託業務、指定管理など、民間事業者・労働者の力を多分に活用するその一方で、仕事を発注した後の現場の労働条件を網羅的に把握するシステムを有していないと思われたからだ。とりわけ重層的な請負構造のもとで行われる建設工事の場合は、実態把握は容易ではない。逆に、

そういったシステム下で現状把握が自治体によって行われているのであれば、公契約条例に関する議論はもっと建設的に行えると思う。

我々が、各種の調査を独自で行ってきたのもそうした問題意識に基づく。問われているのは、賃金が上がっているかどうか以前の、行政機構のあり方・発注者の姿勢なのである。

### 市が把握した現場の労働条件は低水準

急いで補足すれば、札幌市が、公契約領域の労働条件の把握を行っていない、というわけではない。事業者ルートによる回答で、なおかつ、私の手元にあるのは少し古いデータだが、市による、庁舎清掃に従事する労働者や指定管理者施設で働く者の労働条件調査の結果である<sup>3</sup>。こうした労働条件調査・現場の把握は、非常に評価されることである。

もっとも、これらの現場調査結果が示すのは、現場の低い労働条件——例えば、庁舎清掃労働者の多くは当時の最低賃金ないしプラス数円のレベルであること、また、指定管理者施設で働く者は、正規雇用が3割に過ぎず、その正規雇用者も含め、時間当たり平均賃金（諸手当や賞与を除く）は、正規職員で1,476円、非正規職員で944円である。

労働力不足などを背景に状況は改善しているか。市から今回提供されたデータで、次号で検証してみたい。

### 札幌市議選の結果と、議会の課題

先の討論会で現職は、公契約条例の制定には企業の理解が得られていないこととあわせて、議会の議決を得ることの難しさを主張していた。

しかしながらそもそも、議会もまた、市が発注する様々な仕事の条件整備に責任を負っているのではないか。「札幌市議会基本条例」(2013年2月26日制定、同年4月1日施行)に掲げられた崇高な精神や各条項(市民参加、広報及び広聴の充実、政策の立案及び提言)の具体化が今こそ求められているのではないか。

さて、その札幌市議選も市長選と同日に投開票が行われた。定数68に対する主要な政党の獲得議席数は、最大会派の自民党が2議席増で26議席、民主市民連合は20議席、公明党は10議席でともに変化無し、共産党は3議席増で10議席となった。

札幌市公契約条例の制定を求める会では、選挙告示前に、市議選予定候補者に対して、公契約条例制定の賛否を問うていた(回答はウェブサイト上で公開)。各候補者・会派から寄せられた回答は次のとおりである。

すなわち、最大会派の自民党は「条例制定に反対である」、公明党は「その他」、民主市民連合と共産党は「条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき」を選択された。残念ながら、「賛成」を明確に打ち出す会派は半数に満たない。

もっとも、その自民党が反対理由で書いているのは、札幌市が取り組むべき課題は「地域経済や雇用を下支えしている地元企業の健全な経営を維持可能とさせる環境の整備であり、地域経済活性化のための具体的な施策を行うこと」とのことである。ここで書かれている内容を実現するためにも公契約条例の制定が必要であることを粘り強く訴えていきたい。それは「条例制定が最終目的ではなく、労働者の賃金向上にどうつなげるかが重要」と主張する現職市長の取り組むべき課題でもあるのではないか。

なお、本誌に書いた連載「自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる」でも主張してきたが、人件費など予定価格を積算する際の賃金算出根拠の問題点——例えば、自治体の臨時・

非常勤職員の賃金がそこに使われていることなど——も、市長や議会の検証すべき課題であろう。この点は、受託事業者に「ボール」が投げられる前の問題である。

## まとめに代えて

光があたったとはいえ、札幌市長選、市議選を通じて、公契約条例の議論や市民への浸透が深まったわけでは必ずしもない。

一方の、理念型の公契約条例が2016年12月に制定された旭川市では、およそ2年の期間を経て、現場の実態把握が必要であるという一致した見解で委員会報告が取りまとめられた(本誌前号の拙稿を参照)。そして今回、統一地方選後半戦に位置していた旭川市議選の予定候補者を対象に旭川ワーキングプア研究会が行った公契約条例に関する公開質問では、回答を寄せてくれたいずれの候補者・会派も、実態把握の必要性では一致し、賃金保障型の条例への発展<sup>4</sup>を主張する声も、回答者の半数を超えた。

新年度から旭川市で始まる調査事業に注目すると同時に、我々もまた独自の調査で条例の発展に貢献したい。そのことは札幌市での公契約条例の議論を活性化させることにもなるだろう。

## (参考文献)

- 1 候補者は、札幌市公契約条例の制定を求める会の前事務局長である渡辺達生(敬称略)。
- 2 「道都の未来どう描く 札幌市長選公開討論会<詳報>」『北海道新聞』朝刊2019年3月17日付。
- 3 川村雅則「公契約の適正化に向けた札幌市の取り組み」『建設政策』第160号、同「自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる(Ⅶ)」『建設政策』第182号を参照。
- 4 理念型から賃金保障型への発展を実現した高知市の公契約条例については、正木浩司「高知市公共調達条例の特徴と制度運用の現状について——2018年調査の結果に基づき」『北海道自治研究』第602号(2019年3月号)を参照。

(かわむら まさのり 北海学園大学教授)